

社会福祉法人東桜会定款

目次

第1章	総則（第1条—第4条）	1
第2章	評議員（第5条—第9条）	1
第3章	評議員会（第10条—第20条）	2
第4章	役員及び職員（第21条—第30条）	4
第5章	理事会（第31条—第40条）	5
第6章	役員等の損害賠償責任（第41条—第44条）	7
第7章	資産及び会計（第45条—第53条）	7
第8章	公益を目的とする事業（第54条）	8
第9章	解散（第55条—第56条）	9
第10章	定款の変更（第57条）	9
第11章	公告の方法その他（第58条—第59条）	9
	附則	9
	別表 基本財産	11

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービスセンターの経営

(ロ) 老人短期入所事業の経営

(ハ) 老人居宅介護等事業の経営

(ニ) 老人介護支援センターの経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人東桜会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を静岡県静岡市葵区東527番地の1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名の委員で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

4 評議員選任・解任委員会の運営については、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める評議員選任・解任委員会運営規則による。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはならない。

2 評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する者をいう。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

3 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第9条 評議員に対して、各年度の評議員1人当たりの各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、評議員会において定める役員等の報酬及び費用に関する規程による報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

（構成）

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の承認
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分の承認
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）の承認
- (10) 公益事業に関する重要な事項の承認
- (11) 社会福祉充実計画の承認
- (12) 役員等の損害賠償責任の免除又は一部免除
- (13) 法人の解散の決議、吸収又は新設合併契約の承認
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 評議員会は、理事会が決議した評議員会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

（開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の招集は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員全員に対して会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面でその通知をする。

4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意がある場合には、招集の手続を省略して評議員会を開催することができる。

(定足数)

第14条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第15条 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、法令で定めるもののほか、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 役員等の損害賠償責任の一部免除
- (4) 法人の解散、吸収又は新設合併等契約の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 前2項の規定にかかわらず、役員等の損害賠償責任の免除の決議は、評議員全員の同意をもって行わなければならない。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項に規定する決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 前各項の場合において、議長は評議員会の決議に、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第17条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第18条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項に規定する議事録に署名

し、又は記名押印する。

(評議員会の運営)

第20条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款で定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上10名以内

(2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を副理事長とすることができ、この副理事長をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第23条 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

(1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

(2) 法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

(3) 法人が設置している施設の管理者

2 理事のうちには、各理事について、その配偶者又は3親等内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が3人を超えてはならない。

3 理事のうちには、各理事について、その配偶者又は3親等内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

(1) 社会福祉事業について識見を有する者

(2) 財務管理について識見を有する者

5 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は3親等内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれてはならない。

6 監事は、この法人の理事、評議員及び職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び副理事長の権限は、理事会において定める理事の職務権限規程による。

5 理事長及び副理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限及び義務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調

査をすることができる。

- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(役員任期)

第26条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において定める役員等の報酬及び費用に関する規程による報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第29条 この法人に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を具申する。
- 3 顧問及び相談役は、理事会の同意を経て理事長が選任し委嘱する。
- 4 顧問及び相談役の任期は、役員任期に準ずる。
- 5 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いについては、役員等の報酬及び費用に関する規程の支給の基準に従って算定した額に準じて支給することができる。

(職員)

第30条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長

が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (6) 事業計画及び収支予算の決定
- (7) 基本財産の処分の決定
- (8) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）の決定
- (9) 公益事業に関する重要な事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は、開催日の5日前までに、理事及び監事全員に対して書面又はその他の方法でその通知をする。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続を省略して理事会を開催することができる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第32条第6号から第9号までに規定する事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 前各項の場合において、議長は理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第37条 前条の場合において、当該事項について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときを除く。

(報告の省略)

第38条 理事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項の理事会への報告があったものとみなす。

- 2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び出席した監事は、前項に規定する議事録に署名し、又は記名押印する。

(理事会の運営)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款で定めるもののほか、理事会において別

に定める。

第6章 役員等の損害賠償責任

(役員又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任)

第41条 役員又は評議員は、この法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員又は評議員の第三者に対する損害賠償責任)

第42条 役員又は評議員が、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があった場合で第三者に損害を与えたときには、当該役員又は評議員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員又は評議員の連帯責任)

第43条 役員又は評議員がこの法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(損害賠償責任の免除)

第44条 この法人は、第41条に規定する賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、第41条に規定する賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議により締結することができる。

3 理事（理事長、副理事長、業務を執行したその他の理事又は法人の施設の職員でない者に限る。）又は監事（以下「非業務執行理事等」という。）が任務を行ったことにより生じた損害について法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1万円以上で予め定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、法人と非業務執行理事等との間で締結することができる。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第45条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産及びその他財産の三種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 公益事業用財産は、第54条に規定する公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

4 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に規定する別表に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第46条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、静岡市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、静岡市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場

合（協調融資に係る担保に限る。）

- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を静岡市長に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく静岡市長に届け出るものとする。

(資産の管理)

第47条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項に規定する書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項に規定する承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項に規定する書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第50条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第51条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款で定めるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするとき

は、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第53条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第54条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、居宅介護支援事業を行う。

2 前項に規定する事業に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第55条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第56条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第57条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、静岡市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項に規定する厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を静岡市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、社会福祉法人東桜会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行)

第59条 この定款の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	秋山小八
理事	酒井久雄
〃	今村英男

〃 山崎達平
〃 小野田依子
〃 田村 忍
〃 八木信男
〃 松永和枝
〃 松林はな
〃 望月都夫
〃 望月正志
〃 森 栄一
〃 鷺山純一
監 事 長橋 隆
〃 小長井清一

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (基本財産)

(1) 建物

番号	所 在	構 造	種 類	床面積	摘 要
1	静岡市葵区東字見道塚527番地1 静岡市葵区東字見道塚527番地6 静岡市葵区東字石神1150番地 静岡市葵区東字石神1203番地2	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根 三階建	養護所	m ² 3,497.46	家屋番号 527番1 麻機園園舎
2	静岡市葵区赤松9番地4 静岡市葵区東字石神1206番地3 静岡市葵区東字瀬林1444番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根 四階建	養護所	m ² 3,167.86	家屋番号 9番4 桜花園舎

(2) 土地

番号	所 在	面 積	摘 要
1	静岡市葵区東字見道塚527番1	2,608.24 m ²	宅地 麻機園敷地
2	静岡市葵区東字見道塚527番6	1,690 m ²	雑種地 麻機園敷地
3	静岡市葵区東字大谷津1145番3	47 m ²	雑種地 麻機園敷地
4	静岡市葵区東字大谷津1149番2	665 m ²	雑種地 麻機園敷地
5	静岡市葵区東字石神1150番	2,517 m ²	雑種地 麻機園敷地
6	静岡市葵区東字石神1203番2	795.00 m ²	宅地 麻機園敷地
7	静岡市葵区赤松9番4	2,336.58 m ²	宅地 ケアハウス桜花敷地
8	静岡市葵区東字石神1206番3	491.73 m ²	宅地 ケアハウス桜花敷地
9	静岡市葵区東字瀬林1444番	190.13 m ²	宅地 ケアハウス桜花敷地
10	静岡市葵区東字見道塚532番4	2.15 m ²	宅地 ケアハウス桜花敷地

定款変更改正前後対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第4条 (略)</p> <p>(評議員の定数) 第5条 この法人に、評議員<u>11名以上13名以内</u>を置く。</p> <p>第6条から第20条 (略)</p> <p>(役員の数) 第21条 この法人には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事<u>10名以上12名以内</u> (2) 監事3名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とする。 3 理事長以外の理事のうち、<u>1名を副理事長とし、この副理事長をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号に規定する業務執行理事とする。</u></p> <p>第22条から第59条 (略)</p> <p>附 則 この定款は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条から第4条 (略)</p> <p>(評議員の定数) 第5条 この法人に、評議員<u>7名以上11名以内</u>を置く。</p> <p>第6条から第20条 (略)</p> <p>(役員の数) 第21条 この法人には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事<u>6名以上10名以内</u> (2) 監事3名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とする。 3 理事長以外の理事のうち1名を副理事長と<u>することができ、この副理事長をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号に規定する業務執行理事とする。</u></p> <p>第22条から第59条 (略)</p> <p>附 則 この定款は、平成29年4月1日から施行する。</p>